

## 「大台ヶ原自然再生推進計画（案）」に対する意見募集の結果について

## 1. 意見募集の結果

大台ヶ原自然再生推進計画（案）に関する意見募集を行った結果、8件のご意見が寄せられました。

## (1) 意見募集実施方法（p 2 報道資料参照）

募集期間：平成16年11月12日（金）～平成16年12月3日（金）

周知方法：県政記者クラブ（奈良県・三重県）を通じた周知、大台ヶ原自然再生ホームページ掲載、地域説明会

意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

## (2) 提出意見総数 8件

項目別提出意見数 計37件

（上記8件の提出意見の内容を計画案の項目別に細分したもの。）

第1章 背景・経緯と計画の位置づけ	－2件
第2章 対象地域の現況と課題	－0件
第3章 これまでの対策等の評価分析	－1件
第4章 自然再生の基本的な考え方	－0件
第5章 自然再生の目標	－3件
第6章 自然再生推進計画の内容	
1. 森林生態系保全再生計画	－6件
2. ニホンジカ保護管理計画	－4件
3. 新しい利用のあり方推進計画	－18件
第7章 モニタリング	－2件
第8章 スケジュール	－0件
その他	－1件

## (3) 提出されたご意見に対する考え方（p 3～8）

## (4) 提出されたご意見全文（p 9～21）

## 2. 報道資料

### 大台ヶ原自然再生推進計画（案）に係る意見の募集について

平成16年11月15日（月）  
環境省近畿地区自然保護事務所  
所長：亀澤 玲治  
担当：田口 和哉  
電話：06-6966-0258

環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所では、平成14年度より大台ヶ原における健全な森林生態系の保全・再生に向けて、学識経験者やNPO/NGO、関係機関参画の下、自然再生検討会を設置して検討を進めてきました。その検討成果を「大台ヶ原自然再生推進計画」として本年度とりまとめることとしており、当該計画の策定にあたり、計画案の段階で多くの方々のご意見を伺い、よりよいものにしていくため、下記要領で意見募集を始めています。

#### 1. 募集期間

平成16年11月12日（金）～平成16年12月3日（金）17:00

#### 2. 資料の入手方法

- ①環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所及び同奈良支所において配布
- ②インターネットによる閲覧 大台ヶ原自然再生ホームページ

(URL) <http://www.odaigahara.net/index.html>

#### ③郵送での送付

郵送を希望される方は、390円切手を添付した返信封筒（A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を明記のこと。）を同封の上、環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所まで送付して下さい。

#### 3. 意見提出方法

下記あてFAX、電子メール若しくは郵送（12月3日（金）必着）にて氏名（団体名）、連絡先（住所、電話番号、FAX番号）及び御意見にかかる該当箇所（ページ数を明記して下さい。）、意見内容、理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）を明記して下記意見提出先までご連絡下さい。なお、電話での御意見は受け付けかねますので、あらかじめ御了承下さい。

#### 4. 御意見の取扱い

頂いた御意見は、連絡先を除き、公表する場合がありますので、あらかじめ御了承下さい。また、頂いた御意見に対して個別に回答はしかねますので、あわせて御了承下さい。

#### <資料入手及び意見提出先>

環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所  
〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2  
国民会館・住友生命ビル1階  
FAX番号：06-6966-0259  
E-mail：KINKI@env.go.jp

#### <資料入手先2>

環境省自然環境局奈良支所  
〒630-8113  
奈良県奈良市法蓮町757

### 3. ご意見に対する考え方について

皆様からいただいたご意見（総数8件）について、計画（案）の内容に係る部分を計画（案）の項目ごとに要約・整理のうえ、それぞれに対する対応方針を記しました。ご意見全文につきましては、別添資料をご覧ください。

#### 第1章 背景・経緯と計画の位置づけ

意見	対応方針
P1【川端氏・田村氏】 「大正時代には東部を約200ha択伐」とあるが、「皆伐」の間違 いである。	ご提供いただいた文献等に基づき、「大正時代には東部の森林が皆伐に 近いかたちで伐採され」と修正します。詳細な範囲や面積などについ ては引き続き情報収集に努めます。

#### 第3章 これまでの対策等の評価分析

意見	対応方針
P43【川端氏】 過去の事業でトウヒ保全という名目で（トウヒ苗木を）植栽したこと は問題であった。過去はトウヒ林衰退のメカニズムへの考慮がなさ れなかったことを記録すべき。	これまでの対策等において予算上の制約等もあつたことは否めず、今般 あらためて総合的な調査分析等を行つたところと見ます。実験区における保 全再生手法については過去の実績等も十分踏まえて検討を行いました。

#### 第5章 自然再生の目標

意見	対応方針
P45【森本氏】 大気環境が変化している状況下で、また、今後100年先の環境が予 測できない中で、「昭和30年代前半まで」の自然状態が形成、維持 されるか疑問である。	天然更新により後継樹が健全に生育できる状況を目指すという趣旨であ り、その状況を保っていた昭和30年代前半の森林の状態を「ひとつの目 安」として捉えています。なお、目標を含め、取組方向については、今 後のモニタリングの結果等を踏まえて、柔軟に対応すべきものと考えて います。

<p>P 4 5 【阿部氏】 「ニホンジカの保護管理を含む実証的手法による順応的管理」シカのみを対象とするのは不適當。気象や駐車場設置後の排ガスの影響等を調査して全てを対象と考えるべき。</p>	<p>これまで別立てで検討を進めてきた「ニホンジカ保護管理」も取り込んで総合的に対応していくという趣旨で「ニホンジカ保護管理を含む」と記述したものであり、シカ対策だけではなく、気象・土壌水分等の環境条件などのモニタリングを通じて森林の保全再生手法の検証をあわせて行っていきます。</p>
<p>P 4 5 【阿部氏】 「量の適正化と質の改善を通じて」 原状回復のためには中途半端な入山規制では効果は出ない。自然が最も活動しやすい条件を提供するためには、入山禁止等極端な手段をとらないと急速には回復しない。</p>	<p>森林の再生のためには長期間を要すると考えられますが、その過程で自然環境への負荷をより軽減するための新しい利用のあり方への転換については、関係者や地域との十分な合意形成を進めていきます。なお、相対的により良好な森林が存在する西大台について利用調整地区の設定に向けた調整を進めます。</p>

### 第6章 自然再生推進計画の内容 1. 森林生態系保全再生計画

意 見	対 応 方 針
<p>【川端氏】 ササ群落が現在の自然ならそのままでもよい。多少年数がかかって自然推移は起こるのでは。</p> <p>【K氏】 自然の推移にまかせざるべき。自然は変化し何千年後か何万年後かトウヒ林は復活する。無理に復元しようとするとする必要はない。枯れる木は枯れ、増えるシカは増えるにまかせよ。</p> <p>【川端氏】 「表層土除去」「地掻き」などは植物相の自然破壊をもたらし論外。</p> <p>【K氏】 林が衰え、林床まで直射日光が入るようになつたらトウヒの種子は育たず、林縁部から倒れていく。人工的な手を加えても再生は不可能である。</p> <p>【森本氏】 「表層土除去」による「造園的再生」は反対であり、それにつながる実験も不要である。トウヒ林だけが森林ではない。</p>	<p>森林の更新が困難な現在の状況に至った要因としては、人為的な要素を含めた複合的なものと考えられることから、森林更新機能の再生が可能となる環境を整えるきつかけづくりのために補助的に人の手を加えるものであり、基本的には自然の復元力に期待します。</p> <p>表層土除去や地掻き等の実証実験は現時点で推定される森林更新の阻害要因を確認するためにも必要と考慮しており、将来的に取り組みべき再生手法については、この実験結果等を検証した上で、あらためて検討していきます。</p>

<p>【川端氏】 大台ヶ原のみを対象とするのではなく、川上村側も考慮すべきでは。</p>	<p>まずは大台ヶ原地区において、環境省として取組むべき内容を固めることが重要と考えます。その上で大台ヶ原における自然再生が契機となり、周辺地域での取組みが喚起されるよう、取組内容や調査データ等を公開し、共有化を図っていきます。</p>
--	--

第6章 自然再生推進計画の内容 2. ニホンジカ保護管理計画

意見	対応方針
<p>P57 【阿部氏】 森の衰退の原因はシカのみなのか、他の要因は調査されたのか。</p>	<p>森林衰退に至るこれまでの要因は複合的なものと考えられますが (P13 「これまでの森林衰退の経緯」参照)、現状において、自然植生への影響は少なからずニホンジカによるものがあると考えられます。なお、森林更新の阻害要因については、森林の保全再生手法の実証実験を行う過程で今後さらに検証を進めていきます。</p>
<p>P63 【阿部氏】 シカを捕獲後、不妊処理して放すべき。 【篠崎氏】 安易な捕殺を中止すべき。</p>	<p>現状の高い生息密度では自然植生への影響が大きく、その影響を早期に低減するためにも個体数を調整する必要があると考えます。個体数調整を通じて得られる妊娠状況、栄養状態、食性、遺伝的多様性等に関するデータの蓄積により、今後の保護管理計画の検討にフィードバックします。</p>
<p>P64 【上北山村議会】 麻醉銃を使用せず、閉山期に銃器を用いて捕獲すべき。</p>	<p>麻醉銃、アルパインキヤプチャャー以外の捕獲方法については、個体数調整の実施状況、生息密度等を考慮し、今後検討していきます。</p>

第6章 自然再生推進計画の内容 3. 新しい利用のあり方推進計画

意見	対応方針
<p>【森本氏】【K氏】 マイカー規制を着実に実行すべき。</p>	<p>利用者、地域住民、自治体等関係行政機関と十分な意見交換・調整を行いながら着実に取り組みます。</p>

<p>P 6 6 【阿部氏】 本来は道路も施設も撤去するのが最も望ましく、本当の自然を求める人のみが入山する姿が実現する筈である。 今回の計画は単に「登山の山」が道路によって「観光の山」と化した現状を施設によって活用を図ろうとするものであり、本来の自然の山に選るものではない。</p>	<p>大ヶヶ原は優れた森林生態系を有する一方、近畿圏における貴重な自然体験の場でもあり、国立公園としての保護と利用の両立を目指すべき地域と考えます。そのためにも本計画では利用の集中による自然環境への負荷を軽減するための「賢明な利用」、持続可能な利用を目標としています。</p>
<p>P 6 6 【上北山村村議会】 地元への利用客の誘致、地元との連携を積極的に実行すべき。</p>	<p>大ヶヶ原の利用を通じた地域の活性化、利用者と地域との連携・交流が進むよう地域との十分な意見交換・調整のもとに計画を実行に移していきます。</p>
<p>P 6 8 「質」の改善について【河内氏】 当然取り組む課題ではあるが、質の向上はサインや啓蒙では押し寄せる観光客に対しては期待できない。量の適正化によって、より効果的に意識付けができる。</p>	<p>「質の改善」については、「マイカー規制」「利用調整地区」といった「量の適正化」と両輪で進めます。</p>
<p>P 6 8 【阿部氏】 「現在：観光の山」と定義すること自体が大台を駄目にする元凶である。</p>	<p>現在の利用状況は改善していくべき課題を含んでいることを認識してもらったことでも必要と考え、目指すべき「ワイズユースの山」との対比で表現したものです。</p>
<p>P 6 9 【阿部氏】 「自然環境に対する一時的な過剰負荷」とあるが、単に道路の交通事情のみしか表現されておらず、実証されていない。</p>	<p>紅葉期など利用の集中による一時的な負荷の高まりがあることは確かと考えます。一時的な集中による影響についての調査などにより、データ蓄積を進めます。</p>
<p>P 7 0 【阿部氏】【篠崎氏】 マイカーの年間規制を実施すべき。</p>	<p>マイカー規制については利用者、地域住民、自治体等関係行政機関等との協議・調整、社会実験による効果分析などを踏まえて、今後具体的な内容を検討していきます。</p>
<p>P 7 3 【上北山村村議会】 地元有志から提案のあった大気観測所付近が適地と考えられる。辻堂山付近に駐車場を整備すれば、地元への利用客の環流も考えられ、基本方針に沿うものと考えられる。</p>	<p>具体的な乗換駐車場については、自然環境への影響、地域振興の観点、交通安全面やコスト面等を今後総合的に検討する必要があります。</p>

<p>【河内氏】 上北山村と川上村双方に乗り換え駐車場をつくることで、利用者の便宜を計るべき。</p>	
<p>P 7 4 【河内氏】 利用調整地区は大台の自然のためには必要な対応であり、大賛成である。</p>	<p>利用者、地域住民、自治体等関係行政機関と十分な調整を行いながら着実に取り組んでいきます。</p>
<p>P 7 7 【河内氏】 登山道の見直しは、ガイドの育成と連動させるべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、登山道のあり方はガイドの育成とあわせて考えていきます。</p>
<p>P 7 7 【河内氏】 筏場道の整備については、東大台周回路で実績を上げた伝統的な石積み工法を出来る限り用いられたい。</p>	<p>筏場道は破損した橋の修理など危険箇所の修繕が主体となると考えますが、具体的な整備にあたっては、ご指摘を踏まえて自然環境や自然景観の保全を念頭に必要最小限のものとします。</p>
<p>P 7 8 【阿部氏】 キャンプ地では、トイレの処理等、全国的に結論の出ていない問題があり、早急な取り組みは控えるべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、十分な調整・検討のうえ取組んでいきます。</p>
<p>P 7 9 ウ・山上駐車場の周辺の活用 【河内氏】 地元の町づくりの一環として、大台ヶ原を利用する姿勢は反対である。</p>	<p>総合的な自然再生を進めるうえで地域の理解と協力は不可欠と考えていますが、あくまで自然再生の一環として再生に資する範囲での活用を目指します。</p>
<p>P 8 0 【阿部氏】 入山者数を制限して強制的にガイドツアーするなら可能であろうが、遊歩道を一步も出ないで歩くだけにガイドを必要と考えない観光客が大部分ではないか。</p>	<p>自然解説やガイドツアーの手法については今後、より具体的に検討を進めるとともに導入にあたってはその意義等についての普及啓発に努めます。</p>
<p>P 8 6 【篠崎氏】 利用調整地区の設定について、計画表中の短期の検討課題として取り組むべき。</p>	<p>利用状況、利用者の意向などをさらに精査し、関係機関などと協議する場を設けて検討を進めるなど、着実に手順を踏んで進めていきます。</p>

第7章 モニタリング

意見	対応方針
<p>P87 【河内氏】 人間のつたデータがどれほど本当の自然の姿を映しているのか、わからないが少なくとも学者のエゴや環境省の怠慢に陥ることなく、データ収集・分析をお願いする。</p>	<p>今後とも科学的・客観的なデータの収集・分析に努めるとともに、その公開を進めます。</p>
<p>P89 4) ニホンジカの生息密度に関する調査 【河内氏】 糞粒法で得られた生息密度は区画法の平均3.3倍(1.2~9.8倍)高い数値が出る。それをもってシカの増減を言い、捕殺することに対して大きな疑問と憤りを持つ。環境省には、生に対する畏敬についても論じ、提案して頂きたい。</p>	<p>区画法はシカ個体の見落としが起りうるため密度が過小評価される傾向があります。また、糞粒法においては糞の消失率が明らかでないとの度の正確な判定は難しいこともあり、「奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」では糞粒法による調査を周辺地域で実施しており、整合性を図るため本調査においても糞粒法での調査が必要と考えます。両調査方法とも大ヶヶ原におけるニホンジカの生息密度が高い状況で推移していることを示しています。 なお、今後ともデータの蓄積によりさらにその精度を上げていきたいと考えます。</p>

◆その他

意見	対応方針
<p>【川端氏】 添付資料に大ヶヶ原の植物相を追加すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文献調査や今年度現地調査などの結果をもとに大ヶヶ原の植物相リストを添付しました。今後とも調査を行い、植物相リストの充実を努めていきます。</p>

#### 4. 「大台ヶ原自然再生推進計画（案）」に対するご意見

- ◆ 川端 一弘 氏 P 1 0
- ◆ 阿部 和行 氏（日本山岳会関西支部） P 1 1・1 2
- ◆ 森本 幸治 氏（大台ヶ原・大峰の自然を守る会） P 1 3
- ◆ 田村 義彦 氏（大台ヶ原・大峰の自然を守る会） P 1 4
- ◆ 篠崎 仁 氏（日本山岳会） P 1 5
- ◆ 河内由美子 氏（大台ヶ原・大峰の自然を守る会） P 1 6・1 7
- ◆ 上北山村議会 総合開発砂利対策特別委員会 P 1 8・1 9
- ◆ H. K. 氏（大台ヶ原・大峰の自然を守る会） P 2 0・2 1

ご提出のあった順に掲載しています。また、電子メールで提出いただいたものは若干体裁を整えさせていただきました。

「大台ヶ原自然再生推進計画（案）」について

・第1章背景・経緯と計画の位置づけ

「歴史的に見れば、大正時代には東部を約200ha択伐」とあります。四日市製紙は大台林業を設立、施業は大台林業が行いました。武田氏は『三重県史自然編』において川瀬善太郎の論を引用して択伐としています。しかし、これは事実と反しています。川瀬や白井光太郎の論争と大台林業の施業とは直接関係なく四日市製紙側の資料は皆伐を推量させるものです。川瀬は択伐を主張しましたがそれが実行されたことは何等の裏付けはないです（県が徳川氏に配慮して表面的な対応をとったのみ）。

四日市製紙の資料は十分に検討されたわけではないですが（まだ少し調査すれば新資料が出る可能性有り）、知られている資料からは皆伐されたことが判明します。

武田氏の論考は単に川瀬の主張を紹介したにすぎず、大台林業の施業には何等触れていません。そこから択伐を言うのは無理があります。

大台ヶ原周辺は明治の記録では筏場附近から原生林であり、広い範囲が開発がまだ及ばない地域です。現在はササ原である大台ヶ原北方も森であったです（以下の第6章に意見）。

歴史的な背景記述は簡略であり、環境省では十分に理解されていない様に思われます。

四日市製紙の伐採後は森林が回復したにも拘わらず、何故伊勢湾台風後の現在は回復しないのか、そのへんの論考は皆無です。たいへん難しい問題、命題ではありますが回復しないから植栽すればよいというトウヒ保全事業は安易な予見であったと思います。

・第3章これまでの対策等の評価分析

第1章にも関連すると思います。過去の分析を十分にせず、また学識経験者（この問題について学識経験者は誰もいないです）という名のもとに環境庁へトウヒ保全という名目で植栽（植栽すれば片が付くということだったのでしょ）させたのは問題であったと思います。既存事業の整理においてこのことが明記されていないのは評価分析が甘いと思います。過去は植生図の作成に力点があり、トウヒ林衰退のメカニズム（科学的な論考）への探求が全く考慮されなかったことは記録するべきではないでしょうか。

・第6章自然再生推進計画

実証実験については疑問に思います。そもそも各ササの群落が現在の自然であるなら何故自然のあるがままの姿でいけないのでしょうか。各ササ群落が永遠にそのままであると限りませんし、多少年数がかかっても遷移は起こるのではないのでしょうか。

実証試験で「中」「低」により成功したとしても、大台ヶ原で施業するのはある意味で自然破壊ではないのでしょうか。植物相にも多大な影響を与えると見られます。「表層土除去」「地搔き」などは植物相の自然破壊をもたらす論外です。何故このような無謀な計画提言を環境省が容認するのか疑問です。トウヒだけが森林ではありません。

また地域が大台ヶ原のみに限定されていることは充分ではないと思います。民有林のため除外されているのか川上村側が考慮に入っていないのも気がかりです（P47）。

・添付資料

添付資料に大台ヶ原の植物相が今もないのは、ほ乳類、鳥類、両性は虫類が添付されているのに比し疑問です。

川端一弘

大台ヶ原自然再生推進計画(案)に係る意見

氏名 阿部和行 所属 日本山岳会関西支部

上記について以下のように疑問および意見があるので申し述べます。

P45 [保全の強化]

「ニホンジカの保護管理を含む実証的手法による順応的管理」シカのみを対象とするのは不適當。気象や駐車場設置後の排ガスの影響等を調査して環境全てを対象と考えるべきではないのか。

(利用との両立)

「量の適正化と質の改善を通じて」例えば人数 10 万人が妥当だとしても、現状回復のためには中途半端な入山規制では効果は出ない。入山禁止等によって自然が最も活動しやすい条件を提供するために、極端な手段をとらないと急速には回復しない。どうして入山禁止ができないのか。

P57 ニホンジカ保護管理計画

森の衰退の原因はシカのみなのか、他の要因は調査されたのか。その結論を知りたい。

P63 捕獲頭数

捕獲するだけでは殺傷することになる。不妊処理ご放すことはできないのか。

P66 新しい利用のあり方推進計画

「新しいワイズユースの山」とはこの方針が実現したときの山を指すのかも知れないが、山は人工が加わると反比例的に豊かな自然が減少していく。本来は道路も施設も撤去するのが最も望ましく、本当に自然を求める人のみが入山する姿が実現する筈である。

今回の計画は単に「登山の山」が道路によって「観光の山」と化した現<sup>況</sup>施設によって活用を図ろうとするものであり、本来の自然の山に還るものではない。人工によって本来の自然は回復しない。自然らしさが出現するだけである。この点を自然の再生と誤認しているのではないか。自然というものをもっと厳密に理解してほしい。

P68 「現在：観光の山」と定義すること自体が大台を駄目にする元凶ではないのか。

P69 1) 「マイカー規制の実施……」最終行

「自然環境に対する一時的な過剰負荷」とあるが、これは実証されていないではないか。単に道路の交通事情のみしか表現されていない。

P70 マイカー規制の実施

当初ピーク時(5,8,10月)のみ規制しても、その他の期間に入れ込みが移動することは明白である。従って年間を通じた総量規制を実施しないと効果は当初の時期だけに終わってしまう。

そのためには、ドライブウェイ入り口に自動料金所を設けて、入山側は規制数で自動的にシャッターを閉ざし、出口側は車両を検知してシャッターを開閉する方式等考慮する。

P78 キャンプ指定地の設置

キャンプ地では、トイレの処理等、全国的に結論の出ていない問題があり、早急な取り組みは控える必要がある。

P80 自然解説・自然体験プログラムの充実

入山者数を制限して強制的にガイドツアーするなら可能であろうが、遊歩道を一步も出ないで歩くだけにガイドを必要と考えない観光客が大部分ではないか。

以上

2004年11月30日

## 大台ヶ原自然再生推進計画（案）についての意見

森本 幸治

（大台ヶ原・大峰の自然を守る会）

絶えず変化を続ける自然の時間を止めることは出来ません。人間の生活圏から遠く離れた大台ヶ原の変化に手を加えるのではなく、人為的要因の排除によって周辺山域も含めた広い範囲の調査を行いつつ次に形成される自然を観察し、次世代にその自然を継承することしか我々には出来ません。

### 自然再生の目標について

「昭和30年代前半期まで」の状態に戻すということだが、現在は地球温暖化や大気汚染により、大気環境が50年前とは大きく変わっている。まして今後100年の先ではどのような環境になっているかも予測がつかない。このような状況下でも当時の自然状態が形成され維持されるのか疑問である。本当に「可能な具体的な目標像」言えるのか。現在の森林衰退の原因に拘わる科学的データさえ不十分であるにも拘わらずこの目標表現は「自然再生事業良き物」という国民へのアピールに過ぎないように思える。

### 自然公園法第14条遵守と全再生手法実験について

自然公園法第14条（特別保護地区）を遵守するように来園者にもっと積極的な指導を行ってもらいたい。またその精神から、たとえ実験であってもこれに反することは極力やるべきではないと考える。

たとえば保全再生手法の「表層土除去」を広範囲に行ってトウヒ林が再生したとしてもそれは自然再生にはならない。土木工事による「造園的再生」は反対、またそれにつながる実験も必要ないと考える。

### 1日も早いマイカー規制を

人為の影響を排除するために、第一歩として1日も早いマイカー規制の実施が必要です。マイカー規制の実施によって大台ヶ原の現状がより広く認識がされ利用の質も向上すると考えます。

2004年12月1日

大台ヶ原自然再生推進計画（案）に係わる意見

田村 義彦

（大台ヶ原・大峰の自然を守る会）

- ◆ 「大台ヶ原自然再生推進計画（案）」 P. 1 L. 8 に「択伐」とあるのは「皆伐」の間違いである。

【理由】川端一弘氏の研究論文「天然記念物と所有者——奈良県の二例にみる指定に至る経緯について」 日本科学史学会生物学史分科会 『生物学史研究』 No. 72 2003年12月 P. 21に、大正11年に奈良県職員が記述した公文書が紹介されている。長いのでその一部を引用する。

「先年大台ヶ原ニ於イテ森林法第十条ニ依リ施業制限ヲ行ヒ、択伐ヲ為サシムヘク係員出張、伐採木ニ県ノ極印ヲ押捺シタルモ、所有者タル四日市製紙会社ハ極印木は勿論他ノ立木モ殆ント全部伐採シ尽サレ（小官今回大台ヶ原登山 其実況ヲ目撃シテ一驚ヲ喫シタリ）、然モ其ノ責任ヲ人夫等ニ転嫁シ括然タリシ事実アリシコトヤ、深山幽谷ニ於テ果シテ適当ノ択伐ナドヲ行ハレ得ルヤヲ疑俱シ云々」 とある。

大台ヶ原に関しては、調査研究不足のまま流布している流説が多いが、この“択伐説”もその一つであり、川端一弘氏の資料発掘により昨年明らかになった事実である。現在樹冠が一様に揃っている状況からも容易に皆伐がうかがえる。それを「択伐」と言い続けている専門家とやらの環境省までが籠絡されることはない。

川端氏の論文確認のうえ訂正されたい。必要があれば上記論文のコピーを送付する。

2004年12月1日

大台ヶ原自然再生推進計画（案）に係る意見

篠崎 仁  
（日本山岳会）

1. 利用調整地区について（86頁）

「利用調整地区制度」が計画に明記されたことを高く評価します。しかし、運用開始については長期継続的整備となっています。

利用調整地区の設定については、ぜひ計画表中の短期の検討課題として取り組むことを要望します。自然公園法に本制度が導入されたことは画期的なことですが、残念ながら今もって一個所も指定がされておりません。大台ヶ原をぜひ指定第1号となるよう望みます。

2. マイカー規制について（73頁）

本件も計画に取り入れられたことを評価します。ただし到達目標はマイカー全面禁止として、早い機会に通年バスの乗り入れのみとすべきです。

3. シカの個体数調整について（62頁～）

拙速に、安易に駆除（捕殺）という方法を選ぶべきではないと考えます。来年度以降捕殺は中止すべきです。依然として駆除の必然性は明確ではありません。

環境省近畿地区自然保護事務所の「大台ヶ原ニホンジカ保護管理計画(案)に対するご意見について」のコメントによれば、“本計画は調査の結果得られた資料により慎重に検討された保護管理計画に基づき、モニタリングを実施しながらフィードバック管理を行うもので、モニタリングの結果により計画の変更には柔軟に対応します”とされています。さらに綿密な科学的調査を行い検討を重ねその結果をディスクローズした上、柔軟に計画の変更をすることが望まれます。

人間の生活レベルの時間でことを計らず、遙かに長い時間を要する自然の摂理の時間にしたがって政策を検討することが肝要です。トウヒを護ることに力点が置かれすぎている感があります。大台ヶ原の生物多様性にとっては、シカもトウヒもどちらも同様に大切という視点が必要です。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞

大台ヶ原は、貴省の真摯な自然環境保全政策の遂行により日本の自然保護のモデルとなることのできる国立公園です。

ご健闘を祈ります。

以上

2004年12月2日

## 大台ヶ原自然再生推進計画（案）意見書

河内 由美子  
(大台ヶ原・大峰の自然を守る会)

p 66～ 新しい利用のあり方推進計画

p 68 「質」の改善について

——具体的な内容については今後検討されるであろうが、極めて困難な課題と思われる。当然取り組む課題ではあるだろうが、質の向上はサインや啓蒙ではどっと押し寄せる観光客に対しては期待できない。量の適正化によって、より効果的に意識付けができるものと思う。

p 73 マイカー規制の具体案（たたき台）

——上北山村と川上村双方に乗り換え駐車場をつくることで、利用者の便宜を計ってはどうか。二箇所になれば和佐又山残土置場の大規模造成の必要はない。

p 74 2) 利用調整地区の設定

——西大台の開拓跡は100年近く経過しても、健全な回復は見られないと聞く。シカのせいでも台風のせいでもない、開墾を企てた人間のせいであることを、半面教師とするべき。利用調整地区とすることで利用者の意識の向上にもなる。制約されることは、人の立場から言えば不満も出るだろうが、大台の自然のためには必要な対応、大賛成。

p 77 2) 整備の実施

——廃道化されたルートを復元することは、大いに喜ばしいことと思うが、昨今の登山者の大半を占める中高年ハイカーにどれほどの適応能力があるだろうか。ガイドの育成とも連動する必要がある。筏場道の整備については、東大台周回路で実績を上げた伝統的な石積み工法を出来る限り用いられたい。現在も残る開山時に組まれたのだろうか、苔むした石積みが残る古道の姿は自然にマッチしている。コンクリートや木製階段の連続には絶対してはならない。

p 79 ウ・山上駐車場の周辺の活用

――駐車場でのイベント開催については大いに疑問を感じる。地元の町づくりの一環として、大台ヶ原を利用する姿勢には反対する。

環境省が率先して提案することではない。

大台ヶ原に都市と同じ感覚で人との交流を行うような、イベントなどはまったく必要ない。

活用・しなければならぬのではなく、出来る限り活用しない、控えめな姿勢こそが大台ヶ原には必要。

過剰に利用、開発した結果が今日の課題を生んだのではないですか。

p 87 モニタリング

――人間のとったデータがどれほど本当の自然の姿を映しているのか、わからないが少なくとも学者のエゴや環境省の怠慢に陥ることなく、データ収集・分析をお願いする他ない。

p 89 4) ニホンジカの生息密度に関する調査

――生息密度の三つの調査方法によって得られたデータはあくまでも、人間の考えることであり、しかも糞粒法は区画法の平均3.3倍(1.2~9.8倍)高い数値が出る。

それをもってシカの増減を言い、捕殺することに対して大きな疑問と憤りを持つ。願わくば環境省には、生に対する畏敬についても論じ、提案して頂きたいが無理な話だろうか。環境学習、質の高い利用を謳いながら、捕殺という手段をとることとを、同時に利用者に伝えることが出来る人がいるのだろうか。



平成16年12月3日

環境省自然環境局  
近畿地区自然保護事務所 殿

上北山村議  
総合開発砂利対策特別委員  
委員長 中岡 一



## 大台ヶ原自然再生推進計画（案）に係る意見に ついて（報告）

平素より大台ヶ原再生にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成14年度より検討されてまいりました大台ヶ原における森林生態系の保全再生の取組みがなされ、大台ヶ原自然再生推進計画が出来上がろうとしております。

私共、村議会の特別委員会も途中から検討会・部会等に参画させていただき上北山村や大台ヶ原の為にどのような計画が一番適しているのか特別委員会でも、その都度の報告をさせていただき、各委員からもご意見を頂戴し、検討会や部会で述べさせていただいている次第でございます。

去る、11月15日に上北山村で開催されました大台ヶ原自然再生推進計画（案）に係る説明でのことも各委員からご意見を頂き、今回提出させて頂きましたので何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### ●意見

- ・64ページ～65ページの鹿の捕獲方法について  
ア・イ・ウ・エの4つの提案がなされている中の銃器は全て麻酔銃を使用しないで、閉山してから期間を定めて銃器（薬莢）で捕獲する。
- ・66ページの新しい利用のあり方推進計画の基本方針の中の一つに「大台ヶ原の利用を通じて地域が活性化し利用者と地域との連携、協働、交流が生まれ

ること」と謳われているが、地元（上北山村）への利用客の誘致が積極的に実行されれば、協働、交流が促進され、地元（上北山村）との連携が密になれば、この推進計画が地元への理解がより一層深められるものと考えられる。

・73ページの乗換駐車場候補地として3ヶ所（2ヶ所は上北山村・1ヶ所は川上村）がリストアップされているが、地元有志から提示されている場所が最適地と考えられる。（和佐又山残土置場は台風等により増水した時、土砂の流出の被害が考えられる為）

辻堂山付近に駐車場が整備されれば、地元への利用客の還流も考えられるので、基本方針に添うものと考えられる。

2004年12月3日

## 大台ヶ原自然再生推進計画（案）への意見

H. K.

(大台ヶ原・大峰の自然を守る会)

### トウヒ林の再生は不可能

大台ヶ原現地に行けば誰でも一目瞭然だが、正木ヶ原周辺のトウヒを主とした原生林はすでに全滅状態である。その原因は伊勢湾台風による被害、倒木の撤去、ドライブウェイ開通による観光客の増加、酸性雨、地球温暖化、そして問題のシカの食害などいろいろ議論されていて確定していない。ただ、結果ははっきりしている。林がここまで衰え、林床まで直射日光が入るようになったらトウヒの種子は育たない。もともと根が浅いトウヒ林は林縁部から順番に台風で倒れていく。もはやいかに巨額の税金を使い、人工的な手を加えても再生など不可能である。こんなことはまともな常識があるひとなら誰にもわかることである。

### 自然の遷移にまかせよ

大台ヶ原のトウヒが枯れたのも大きな視点で見れば自然の遷移である。地球温暖化が進めばトウヒ林分布の南限が北上するのは自然であり、なんら問題はない。地球温暖化が人間によって引き起こされたにせよ、自然はそれをも飲み込んで変化し、やがて人類が減んだ後かもしれないが、何千年か何万年かの後に再び寒冷化が進んでトウヒ林は復活するであろう。それでいいのだ。温暖化にせよ、酸性雨にせよ、根本的、地球的規模の環境破壊を放置しておいて、意トウヒ林だけ無理やり復元しようなどという愚かな考えは捨てよ。枯れる木は枯れ、増えるシカは増えるにまかせよ。

### 自然再生というウサル芝居

出来もしないことを出来ると言って人を騙すことを詐欺と呼ぶが、これを国がやるのが大台ヶ原自然再生推進計画なるものだ。

失われた自然を再生するといえれば非常に聞こえがいい。自分自身は大量生産大量消費の生活にどっぷりつかりながら、かわいそうな動物たちの身の上を心配する優しい人びと。そんな優しい人ならこんないい計画に反対するはずはない。正義の味方環境省に国民の圧倒的な支持が集中し、巨額の予算を遣って自然は見事に再生される。環境省の各級役人はヒーローとして国民から絶大な尊

敬を受ける。計画を作成した学者、NPO、コンサル会社、建設会社はそれぞれ相応の名声とお金を得る。国民はみな喜ぶ。めでたし、めでたし。・・・というのがこの壮大なサル芝居のあら筋である。

このサル芝居は、何としても有力省の地位を確保したい環境省のゴクつぶし役人と、まともな学問的成果もない無能教授と、金儲けのためには何でもする罰当たりNPO、業者と、そして資源エネルギー大量浪費、環境汚染物質大量排出の4WD車を街中で乗り回して自然派ぶっている無知蒙昧な国民の合作である。

### 許されない税金のムダ遣い

サル芝居も無料で見せてくれるのなら、酔狂な人もいるものだと笑ってすませるが、貴重な税金を遣って演じられるとなるとそうはいかない。庶民感覚からすれば莫大な税金をつかって、トウヒ林が再生しなかったら誰が責任をとるのか。この計画に賛成した検討会の委員は国家への損害を賠償する気があるのか。計画がうまくいけば手柄として誇り、うまくいかなければ「想定外の事態」などと言い逃れる無責任な姿勢は許されない。実現不可能だと知りながら、再生計画に賛成する委員は、損害賠償の責任を負うべきである。

### 検討委員のみなさんに

この自然再生推進計画に賛成することと、誠実であることと、聡明であることの3つは同時に成立しない。誠実にこの計画を支持している検討委員は利口ではない。頭が良くてかつこの計画に賛成している委員は誠実ではない。誠実で、頭の良い委員は賛成しない。

そんなサル芝居にも中にはまともな内容もある。この計画には直接入っていないが、環境省と奈良県が実施した今年の大台ヶ原歩道整備は多少の瑕疵はあったにせよ、民有林買い上げ以来の歴史のなかで初めて肯定的に評価できるものだった。「マイカー規制」や「利用調整地域」はぜひとも実現していただきたい内容である。出来もしないことがはじめからわかっている計画にまともに付き合うのはもうやめて、マイカー規制だけ着実に実現していただき、検討委員を辞任されるよう心からお勧めする。